

介護予防短期入所療養介護利用料金表

(令和3年8月1日以降)

利用料金の計算上、端数処理の関係により若干の変動があります。

(日 額)

2階・3階・4階フロア	要介護度	介護保険給付1割負担の料金です		介護保険給付対象外利用料 (利用者負担第4段階の方の場合)					
		自己負担金		滞在費	食費	日用品費	教養 娯楽費	合計	
		基本型	強化型					基本型	強化型
多床室	要支援1	654円	706円	740円	1,730円	190円	232円	3,546円	3,598円
	要支援2	824円	876円					3,716円	3,768円
個室 又は 特別室	要支援1	619円	664円	1,850円	朝食380円 昼食710円 (間食含)夕 食640円	190円	232円	4,621円	4,666円
	要支援2	773円	817円					4,775円	4,819円
ご利用の方	第3段階の方 (多床室) (特別室・個室)	上記自己負担に準ずる		370円	1,000円~1,300円 (負担上限)			/	
				1,310円					
	第2段階の方 (多床室) (特別室・個室)			370円	390円 (負担上限)				
				490円					
第1段階の方 (多床室) (特別室・個室)	0円	300円 (負担上限)							
	490円								

※新型コロナウイルス感染症の防止対策として基本料金の1000分の1が上乗せされます(令和3年9月30日まで)

加算料等	送迎加算	送迎を行った場合 片道 198円 が加算されます。
	緊急時治療管理	緊急時治療が必要な場合、1日 556円 を月に1回連続する3日を限度としてご請求させていただきます。
	療養食加算	利用者の病状等に応じて医師により疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき、糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食等を提供した場合 1日につき 3回を限度として 1回 9円 を請求させていただきます。
	サービス体制強化加算	介護福祉士の占める割合、又は常勤職員の占める割合、或いは一定の勤続年数を有する職員の占める割合等、厚生労働大臣が定める基準に適合した場合には、1日 24円 又は 1日 20円 或いは 1日 7円 が加算されます。
	夜勤職員配置加算	夜勤を行う看護・介護職員の数が厚生労働大臣が定める施設基準に適合している場合は、1日 26円 が加算されます。
	個別リハビリテーション実施加算	リハビリ専門職員が、他職種と共同してリハビリテーション計画を作成し、個別リハビリテーションを行った場合、1日につき 258円 が加算されます。
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症による妄想・幻覚・暴言等の症状により緊急に利用が必要と医師が判断しケアマネ等と連携して、利用者又はその家族が同意して利用した場合、7日間を限度として 1日につき 215円 が加算されます。
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算	厚生労働大臣が定める基準に適合した場合、在宅復帰・在宅療養支援機能加算として、1日につき 37円 又は 50円 が加算されます。
	認知症専門ケア加算	厚生労働大臣が定める基準に適合し、専門的な認知症ケアを行った場合は、1日につき 4円 又は 5円 が加算されます。
	総合医学管理加算	厚生労働大臣の定めた基準に従い計画的な利用ではない者に治療管理を目的とした利用の場合、1日 295円 が7日間を限度に加算されます。(緊急時治療管理を算定する場合を除く)
介護職員処遇改善加算 (令和6年3月31日まで)	厚生労働大臣が定める基準に適合した場合、介護予防短期入所療養介護サービス費の単位数の1000分の39に相当する単位数 又は 1000分の29に相当する単位数 又は (ア) 1000分の16に相当する単位数 を所定単位数に加算します。	
介護職員特定処遇改善加算	厚生労働大臣が定める基準に適合した場合、介護予防短期入所療養介護サービス費の単位数の1000分の21に相当する単位数 又は 1000分の17に相当する単位数 を所定単位数に加算します。	

その他の費用	室料	特別室	4,400円(税込)	理美容額	カット	2,600円
	個室	3,300円(税込)	パーマ		3,700円	
	2階個室	室料差額なし	顔剃り		700円	
	4人部屋	室料差額なし	毛染め		3,700円	
<p>○各種診断書：3,300円 ○左記以外の診断書：1,100円 ○行事費：実費 ○以上料金を示したものの以外に利用者からの依頼により購入する日常生活品等は実費を徴収します</p>						